

JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン
(47 都道府県サッカー協会/9 地域サッカー協会向け)

第7版（2020年10月12日作成）

公益財団法人 日本サッカー協会

目次

改定履歴		P. 3
----------------------	-------	------

はじめに		P. 4
----------------------	-------	------

「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」について

1. ガイドラインの構成		P. 5
2. ガイドライン策定の基本方針		P. 5
3. ガイドラインの運用方針		P. 6
4. 活動再開の基準（目安）		P. 6
5. 活動再開時の留意点（各種手引き・チェックリスト）		P. 17

（参考）各団体が発出する各種方針・ガイドライン等		P. 61
--	-------	-------

改定履歴

発行	日付	内容
第 1 版	2020 年 5 月 22 日	—
第 2 版	2020 年 6 月 12 日	● 5/25 公表の政府方針を踏まえた更新 (P.7,8) ● 熱中症の予防に向けた留意点の加筆 (P.15)
第 3 版	2020 年 7 月 20 日	● 一部の活動レベルにおける地域間移動にかかる扱いについての更新 (P.6,7,15) ● 感染状況悪化に伴う事業実施の考え方の加筆 (P.9-12) ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の改定 (P.27-58) ● 健康チェックシートの様式改定 ※これまで 3 種類(参加チーム用、大会関係者用、メディア用)作成していたフォーマットを 1 種類に統一
第 4 版	2020 年 8 月 14 日	● 8/7 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言を踏まえた活動方針の修正 (P.6-8) ● 7/23 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえたイベント開催制限の段階的緩和目安の修正 (P.9-11) ● ドッグの扱いについての更新(P.18、チェックシート)
第 5 版	2020 年 8 月 27 日	● 8/24 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえたイベント開催制限の段階的緩和目安の修正 (P.9,10)
第 6 版	2020 年 9 月 1 日	● 競技会における応援スタイルについて、「禁止される行為」から「手拍子」の項目を削除 (P.37)
第 7 版	2020 年 10 月 12 日	● 9/11 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえたイベント開催制限の段階的緩和目安の修正 (P.9～13) ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の修正 (P.32、34、38～42、44、49～53、58、チェックシート)

はじめに

2020 年の年初より感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、社会・経済活動が停滞する中、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、政府の方針等に基づいて、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められており、日本スポーツ協会や日本オリンピック委員会等においても、各種統括団体向けのガイドラインが策定・公表されているところです。

「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）は、こうした政府の方針や上位団体のガイドラインに基づき策定したものであり、各種の事業を再開するに当たっての道筋や基準を整理し、また、事業再開時及び再開後における感染拡大予防のための留意点を「手引き・チェックリスト」としてまとめたものです。

各都道府県サッカー協会・各地域サッカー協会（以下、「各 FA」）及び加盟チームにおかれましては、それぞれにおける事業や活動を実施される際に本ガイドラインを参照いただくとともに、適宜、運動部活動を実施する各学校等にも情報共有として展開ください。また、特に各都道府県協会におかれましては、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、地域特性に応じた各都道府県のガイドラインの作成に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは現段階の上位団体で作成するガイドラインや、得られている知見等に基づき作成しています。今後、これらが改定された場合には、本ガイドラインについても逐次見直すことがあり得ることに御留意ください。

「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」について

1. ガイドラインの構成

本ガイドラインは以下の要素により構成されます。

① 活動再開の基準

コロナウイルスの各地域における感染状況に応じて活動レベルを設定し、各レベルにおける活動の内容や範囲を設定

② 活動再開時の留意点（各種手引き・チェックリスト）

各活動レベルにおいて活動を実施する際に準備しておくべき事項、配慮すべきポイント等を整理

2. ガイドライン策定の基本方針

本ガイドラインの策定にあたっては以下の項目を基本方針として掲げました。

① 安全最優先

生命・健康の安全を最優先とし、感染拡大のリスクを最大限に排除した、選手・チーム、指導者、審判、運営スタッフ、それらの方のご家族等、サッカーファミリー全体が安全に活動できる環境を提供する

② 不当な扱い・差別等の禁止

地域の感染状況で生じる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことはなく、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷の発生を許容しない

③ リスペクト

関わる全ての方を大切に思い、困難な状況にあるサッカーファミリーに手を差し伸べ、笑顔あふれるサッカー環境を再構築すべく全力を尽くす。

④ 「新しい日常」・「[新しい生活様式](#)」への適応

Before コロナの「日常」が即座に戻ることは無いということを前提に、置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインを設計する

⑤ サッカー界の抜本的見直し

今回のコロナ禍を契機とし、組織の在り方や個別事業の設計について抜本的な見直しを図る（リスクとチャンス）

3. ガイドラインの運用方針

本ガイドラインについては、以下の考え方にに基づき運用されるものとします。

＜本ガイドラインの拘束力＞

本ガイドラインはあくまで、各 FA の活動再開及び各時点において実施し得る活動について、目安として参照すべき留意点等をまとめたものです。そのため、各 FA やチーム等の活動に対して拘束力を持つものではありません。

＜本ガイドラインの適用の優先度＞

本ガイドラインは主に政府の方針や上位団体が作成する指針に基づき、各 FA やチーム等が活動する際に参考にするために作成されたものであることから、その適用にあたっては、その時点での政府及び各自治体の方針や上位団体が作成するガイドラインが優先されるものとします。

※J リーグや JFL 等トップリーグの開催・運営においては、各団体が別途作成するガイドライン等がある場合はそれらが優先されます

＜運用の際の留意点＞

各 FA やチーム等においては、各地域での事業や活動を実施する際には、まずは当該地域での自治体の方針や指導を遵守いただくとともに、選手等の安全を最優先として、活動の開始時期や事業実施の可否について最終的な判断をいただくようお願いいたします。

＜本ガイドラインの改定＞

本ガイドラインは、政府の方針や上位団体の示すガイドラインに変更があった場合や本協会が必要と判断した場合に改定を行うものとします。

4. 活動再開の基準（目安）

(1) 活動レベルの設定

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言する各ステージの設定をベースに、各都道府県の活動再開時期及びその活動内容の目安とする「活動レベル」を設定しました。なお、各都道府県が該当するステージについては各 FA において自治体等への確認を通じ主体的に判断ください。

ステージ	状態	概要	スポーツ活動に関連する主な要請事項
ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	—	—
ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。	—
ステージⅢ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	ステージⅡと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	● 若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底 ● クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等の自粛
ステージⅣ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。	● 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請。 ● 県境を超えた移動の自粛要請。 ● 人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等。 ● イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限。

出典：新型コロナウイルス感染症対策分科会「今後想定される感染状況と対策について(令和2年8月7日)」を基に JFA にて作成

参考：

各ステージにおける講ずべき施策（[新型コロナウイルス感染症対策分科会発表資料\(8/7\)](#)より）

① ステージに関わらず現時点において講ずべき施策

ステージに関わらず現時点において講ずべき施策

- ① 合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価
✓ 自治体は、リスク評価に基づき、効率的なリソースの配分を行い、優先順位をつけて対策を迅速に実施する。
- ② 集団感染（クラスター）の早期封じ込め
✓ 徹底した 院内・施設内 などの集団感染の未然防止と 早期検知。陽性者の入院等の迅速な対応
✓ 接触者の調査と合理的な対応
✓ クラブ等の接待を伴う飲食店などクラスターの発生した周辺地域・関連業種での迅速な実態把握と対策の促進
⇒ 場合により様々な積極的介入方策（営業時間短縮や休業の要請等）を検討
- ③ 基本的な感染予防の徹底（**3密回避**等）
✓ 事業者：ガイドラインを適宜見直し、遵守を徹底。遵守が不十分な場合の休業要請も考慮
テレワーク等の推進
✓ 個人：3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起
⇒ 感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信。
感染拡大防止の主力として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるというメッセージ
✓ COCOA及び地域ごとの対策アプリの普及促進
- ④ 保健所の業務支援と医療体制の強化
✓ 人材や物資（PPEなど）の確保、効率的な業務執行への支援
✓ 宿泊療養施設、入院患者受入病床の拡充
- ⑤ 水際対策の適切な実施
- ⑥ 人権への配慮、社会課題への対応等
- ⑦ 対策を実効性のあるものとしていくための制度的仕組みや効率的な財源の活用について検討

② ステージⅢで講ずべき施策の提案

ステージⅢで講ずべき施策の提案

（赤字：ステージⅢで取り組むことを検討して頂きたい事項／黒字：ステージⅠ、Ⅱでも取り組んで頂きたいが、ステージⅢで更に徹底して頂きたい事項）
以下の施策については、同一県内であってもエリア限定で実施するなど、地域の実情に応じて取り組んでいただきたい。また、感染の状況によっては、ステージⅢに至る前から、機動的に取り組んでいただくことも重要である。

メリハリの利いた接触機会の低減

【対事業者】

（ステージⅢで取り組むべき事項）

- ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等。
- イベント開催の見直し。
- 人が集中する観光地の施設等における入場制限等。
- 接触確認アプリの導入をイベントや企画旅行等の実施に当たって要件化。
- 飲食店における人数制限。

（ステージⅢにおいて更に徹底すべき事項）

- COCOA及び地域ごとの対策アプリの更なる周知及び普及促進の更なる強化。
- リスクの高い場所への積極的な介入・指導の継続強化（検査の強い要請など、クラスターが発生した店舗等への対策強化）。
- テレワーク等の更なる推進。

【対個人】

（ステージⅢで取り組むべき事項）

- 夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の要請。
- 飲食店における人数制限。
- 若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底。

（ステージⅢにおいて更に徹底すべき事項）

- ターゲット毎に適切なメディアを通じた分かりやすいメッセージの発信。
 - ・ 重症化しやすい人（高齢者など）：3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨。
 - ・ 中年：職場での感染予防徹底、宴会等の自粛。
 - ・ 若者：クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等の自粛。
 - ・ 医療従事者・介護労働者：リスクの高い場所に行かない。

【対国・地方自治体】

（保健所の業務支援）

- クラスター対策の重点化・効率化。
- 保健所への人材の派遣・広域調整。
- 保健所負担の更なる軽減。
- （医療提供体制及び公衆衛生体制の整備）
- 病床、宿泊療養施設の追加確保（公共施設の活用など一段進んだ取組）。
- 重症病床をはじめ医療提供体制に関する各種データの積極的公開。
- 無症候者、症状別の感染者数の公表。
- 臨時の医療施設の準備。
- 都道府県域を超えた患者受入れ調整（広域搬送）。
- 検査時にウイルス量が多い場合や高齢者等の重症化するリスクが高い方を優先的に入院。（自宅療養の対象となる者の明確化を通じ、宿泊療養により難い場合における、軽症・無症候者で重症化リスクの低い方への自宅療養の適切な実施）
- 感染が広がっている特定の地域については、医療機関や高齢者施設等において速やかに必要な検査を実施。
- 感染が拡大している特定の地域に属する者や関連する集団を対象とした検査を実施
- （水際対策）
- 水際対策の適切な実施を継続。

（その他の重要事項）

- リスクコミュニケーションの観点から、国民に説得力のある状況分析とともに、現場における対話の積み重ねや分かりやすく明確なメッセージの発信。

③ ステージⅣで講ずべき施策の提案

ステージⅣで講ずべき施策の提案

全面的な接触機会の低減

緊急事態宣言など、強制性のある対応を検討せざるを得ない。

- 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請。
- 県境を超えた移動の自粛要請。
- 感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き施設の使用制限。
- 人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等。
- イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限。
- 生活圏での感染があれば学校の休校等も検討。
- テレワーク等の強力な推進をはじめ職場への出勤をできるだけ回避。

公衆衛生体制

- クラスター対策は重症化リスク対策を考慮して更に重点化。
- 重症化リスクの高い発症者を優先的に対応。
- 疫学調査の簡略化。

医療提供体制

- 入院治療が必要な方への医療提供を徹底的に優先した医療提供体制。
(高齢者等のハイリスクではあるものの、軽症・無症状者への宿泊療養の開始も検討)
- 臨時の医療施設の運用・追加開設。

その他の重要事項

- 行動変容に対する国民・住民の理解を得るための積極的なリスクコミュニケーションの実施。

8

(2) サッカー活動再開に向けた5つの活動レベル

- 前述の4区分を基に、事業実施に伴う移動の範囲などの要素を考慮し活動レベル及びそれぞれで目安となる活動の範囲を設定
- 各都道府県が各ステージのいずれの状況にあるのかについては、各FAが自治体への確認などを通じて主体的に判断
- 下記活動レベルの適用はレベル3までは都道府県／地域、レベル4・5は全国規模とし、市区町村単位での扱いは必要に応じて個別の状況を踏まえFAで判断
- 活動レベル2及び3においては、PCR検査(もしくはそれに準ずると認められる検査)により関係者全員が陰性と認められる場合には地域の感染状況を問わず地域間の移動を可とする場合がある
- いずれのレベルにおいても、当該地域の自治体の方針などを優先的に考慮し、各FAにおいて最終的な事業実施可否の判断を行った上で、感染拡大防止のための十分な対策を講じる事が前提

活動レベル	状態		活動の範囲※3	
	自 都道府県	他 都道府県	チーム活動：	FA事業：
活動レベル1	「ステージⅣ」かつ「緊急事態宣言」が発令	-	完全自粛 (個人トレーニングは可能)	完全自粛
活動レベル2	「ステージⅢ」もしくは「ステージⅣ」	-	段階的再開※1 (移動は都道府県内のみ)	段階的再開※2 (比較的小規模な事業、都道府県内のみ)
活動レベル3	「ステージⅠ」もしくは「ステージⅡ」	各ステージが混在	原則 再開 (移動は「ステージⅢ」及び「ステージⅣ」に該当しないエリアに限定)	原則 再開 (同一地域に「ステージⅢ」もしくは「ステージⅣ」の都道府県が無い場合、地域内活動再開)
活動レベル4	「ステージⅠ」もしくは「ステージⅡ」	「ステージⅠ」もしくは「ステージⅡ」	原則 再開	原則 再開 (全国、一部制限あり※2)
活動レベル5	全都道府県が「ステージⅠ」もしくはそれ以下	全都道府県が「ステージⅠ」もしくはそれ以下	完全再開	完全再開(全国)

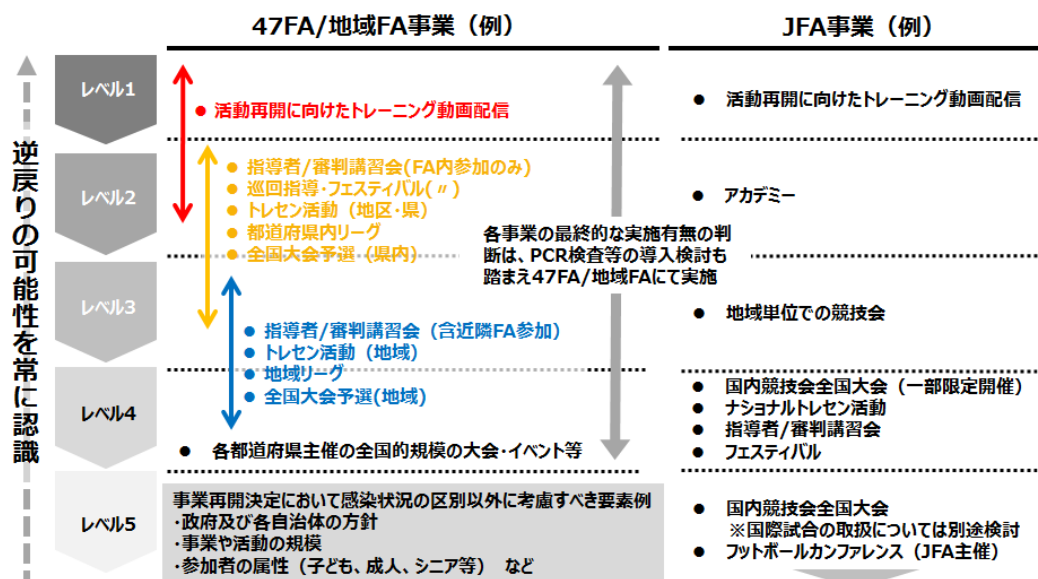
※1 チーム活動における段階的再開とは、例えば、感染状況や施設における予防策の徹底度合い、適切な距離を保つための人数等に応じて、チームを複数のグループに分けてグループ単位での限定的な活動から再開し、徐々にそのユニットを拡大していくようなことを想定

※2 FA事業における「段階的再開」や「一部制限あり」とは、政府の指標等に基づき参加人数を制限してイベントを実施するようなケースを想定

※3 活動レベル2及び3においては、PCR検査(もしくはそれに準ずると認められる検査)により関係者全員が陰性であると認められる場合には感染状況を問わず地域間移動を可とする場合がある

(3) 各活動レベルにおける実施事業例

下記に記載する各活動レベルでの事業例はあくまで一つの基準であり、実際の事業実施にあたっては当該地域の実情に合わせて安全を最優先にして取り組んでいただくようお願いいたします。



JFA事業の実施にあたっては、都道府県/地域FA事業や、チーム活動・選手の状態への十分な配慮が必要

(4) 活動再開時及び再開以降の活動規模の設定

活動再開時及びそれ以降の活動規模については、政府の対策本部が発表した以下のイベント開催制限の段階的緩和の目安をベースに活動規模の拡大の目安を設定しました。

別紙1～8 出典：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日）

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について（概要）

【別紙1】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
- ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内^(※)とする。
- ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日より施行する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内 屋外	50%以内 十分な間隔（*できれば2m）	5,000人 5,000人

時期		収容率	人数上限
当面11月末まで	イベント の種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 100%以内 (席がない場合は適切な間隔) 大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント →詳細は次頁参照 50%^(※)以内 (席がない場合は十分な間隔)	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

※イベントの種類は、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に該当する

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例 【別紙2】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について 【別紙3】

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
 - ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保
 - ・ **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
 - ・ **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウンロード促進等の具体的措置を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
 - ・ **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
 - ・ **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
 - ・ **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせること
 - ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進
- ※催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト

【別紙4】

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
⑪	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起
(3) イベント開催の共通の前提		
⑫	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑬	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

（※）本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）

【別紙5】

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限定。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課することも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

コンサート・演劇・スポーツイベント等		
イベントの性質	- 入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定） - 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）	
想定されるイベント及び収容率等	【100%以内】 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等	【当面11月末まで50%（※）以内】 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
100%開催の具体的要件	次のいずれにも該当するもの。 ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われるもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。	

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限定）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

【別紙6】

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提とし、場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提とし、環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	- 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 - 参加者が自由に移動できる - 名簿等で参加者の把握が可能	- 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 - 参加者が自由に移動できる - 名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント（例）	- 展示会（人数等を管理できるイベント） - 地域の行事	全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	- 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 - それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。	当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

イベントの人数上限の目安（目安）

【別紙7】

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした感染リスクは、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、参加人数が増えるにつれて連続的に増加するものと考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、感染状況に応じた対応が可能になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定する。また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促す。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
人数上限	① 収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50% ② 収容人数が10,000人以下の場合：5,000人		慎重な判断
留意事項	- 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。 - 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。 - 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。		



	事業活動規模	移動範囲
↑ 各ステップの期間は政府方針に準拠 ↓	ステップ1 6/1～※ 屋内： 100人以下または定員の50%以内 屋外： 200人以下。人との距離は2メートルを確保	北海道、東京、千葉、埼玉、神奈川との間の移動は避ける
	ステップ2 6/19～ 屋内、屋外ともに1000人以下または定員の50%以内	都道府県をまたぐ移動が可能
	ステップ3 7/10～ 屋内、屋外ともに5000人以下または定員の50%以内	
	ステップ4 8/1～ 政府及び各自治体方針に従い適切な規模で事業を実施	

13

（６）感染状況悪化に伴う事業実施の考え方

感染状況が好転することを前提に、上述のとおりサッカー活動再開にむけた考え方を示しました。また「逆戻り（感染状況の悪化）の可能性も意識すること」も明示してきておりますが、残念ながらその状況が現実になりつつある状況です（2020年7月20日現在）。感染状況、自治体の方針等を踏まえ、再開されつつある各地域 FA・47FA での事業の実施について、本ガイドライン基本方針に立ち返り、安全最優先で事業の継続・延期・中止等を再検討くださいますようお願いいたします。

＜前提＞

ガイドライン策定の基本方針

- ・安全最優先
- ・不当な扱い、差別等の禁止
- ・リスペクト
- ・「新しい日常」「新しい生活様式」への適応
- ・サッカー界の抜本的見直し

＜感染状況の把握＞

感染状況の悪化にともない、上述の区分（（４）活動再開の基準（目安））において、当該地域・都道府県がどの区分に該当するかについては、当該 FA が属する自治体の示す警戒レベル（警戒・アラート等）を解釈し、各 FA にて主体的に判断し、感染状況を把握いただくようお願いします。

＜各自治体の警戒レベル例＞

- ・東京都 (<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/>)

新型コロナウイルス感染症について、都内の「感染状況」と「医療提供体制」を２つの柱として７つのモニタリング項目を設定。毎週、専門家による状況分析を項目ごとに行い、都内の感染状況と医療提供体制それぞれについて「総括コメント」として４段階で評価。（表は7月13日のもの）

感染状況・医療提供体制の分析					
区分	モニタリング項目 ※①～⑤は7日間移動平均で算出	現在の数値 (7月13日現在)	前週との 比較	(参考) 緊急事態宣言 下での最大値	項目ごとの分析※3
感染状況	①新規陽性者数	168.4人	↑	167.0人 (4/14)	総括コメント 感染が拡大していると思われる ただし、第一波（3月から緊急事態宣言解除まで）とは年齢層や重症度等の感染者の特徴に相違がある。 個別のコメントは別紙参照
	②※7119（東京消防庁救急相談センター）※1における発熱等相談件数	66.3件	↑	114.7件 (4/9)	
	③新規陽性者における接触歴等不明者数	77.3人	↑	116.9人 (4/14)	
	増加比	198.2%	↑	281.7% (4/9)	
医療提供体制	④検査の陽性率（PCR・抗原）	6.1% (検査人数853.7人)	↑	31.7% (4/11)	総括コメント 体制強化が必要であると思われる 重症患者数が未だ増加していないことから、判定を先週と同じ段階に留めた。 個別のコメントは別紙参照
	⑤救急医療の東京ルール※2の適用件数	30.6件	→	100.0件 (5/5)	
	⑥入院患者数（病床確保レベル1～中等症のレベル2）	651人 (1000床～2500床)	↑	1413人 (5/12)	
	⑦重症患者数（ICU確保レベル1～中等症のレベル2）	6人 (100床)	→	105人 (4/28,29)	

※1「※7119」…各府県が、緊急受診の必要性や診療可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口

※2「救急医療の東京ルール」…非常時による5医療機関への受入要請又は受入要請から20分以上経過しても搬送先が決定しない事業

※3 分析にあたっては、上記項目以外にも新規陽性者の年齢別発生状況などの患者動向や入院患者数等も参照

1 感染状況	
＜判定の要素＞	
○ いくつかのモニタリング項目を組み合わせ、地域別の状況等も踏まえ総合的に分析	
＜総括コメント（4段階）＞	
■	感染が拡大していると思われる
■	感染が拡大しつつあると思われる
■	感染拡大の兆候があると思われる
■	感染者数の増加が一定程度にとどまっていると思われる
2 医療提供体制	
＜判定の要素＞	
○ モニタリング項目である入院患者や重症患者等の全数に加え、その内訳・内容も踏まえ分析 例）重篤化しやすい高齢者の入院患者数	
○ その他、モニタリング項目以外の病床の状況等も踏まえ、医療提供体制を総合的に分析	
＜総括コメント（4段階）＞	
■	体制が逼迫していると思われる
■	体制強化が必要であると思われる
■	体制強化の準備が必要であると思われる
■	通常の体制で対応可能であると思われる

・神奈川県 (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/k-vision/indicator.html>)

「特定警戒」「感染拡大注意」「感染観察」の3区分を設定し、県が定める一定の基準を超えた場合に「神奈川警戒アラート」を発動（写真は7月20日のもの）



・大阪府 (http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona_model.html)

「大阪モデル」を策定し、市中での感染拡大状況、新規陽性患者の拡大状況、病床のひっ迫状況を3つ区分に分類。通天閣などのライトアップにより色で状態を可視化。(表は7月20日のもの)

＜信号の点灯・消灯基準＞

それぞれのモニタリング指標を全て満たした場合 警戒の基準⇒黄 非常事態の基準⇒赤 警戒・非常事態解除の基準⇒緑 (ただし、一定期間経過後消灯)

新型コロナウイルス感染症 大阪モデル モニタリング指標の状況

【モニタリング指標ごとの状況】

分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20
(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比	①2以上かつ②10人以上	—	②10人未満	—	—	—	—	—	—	—
	②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	—	—	—	①2.04	①2.83	①2.40	①2.58	①2.52	①2.53	①2.65
	③7日間合計新規陽性患者数	120人以上かつ後半3日間で半数以上	—	—	160	211	247	278	336	393	424
(2) 新規陽性患者の拡大状況	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性患者数	—	—	0.5人未満	1.81	2.39	2.80	3.15	3.81	4.45	4.81
	⑤患者受入重症病床使用率	—	70%以上 (I警戒 (黄色) J 信号が点灯した日から起算して25日以内)	60%未満	○(※)	○	○(※)	○	○(※)	○	○(※)
	⑥確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	—	—	—	2.7%	2.7%	3.2%	3.2%	2.7%	2.7%	2.7%
【参考指標】	⑦新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	4.1%	4.7%	5.0%	5.1%	5.5%	5.9%	5.9%
各指標を全て満たした場合における信号		黄	赤	緑 (ただし、一定期間経過後消灯)	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄

○：基準内 ●：基準外

徳島県 (<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kansensho/5035331/>)

政府の3区分をベースに県独自の基準（下図参照）を設定し、基準を超えた場合に「とくしまアラート」を発動。（アラートの状態は7月20日のもの）



とくしまアラートの発動基準について(令和2年7月9日改定)				
今後、本県において、感染拡大の傾向が見られる場合、対応する基準を明確にするため、「とくしまアラート」として、以下の3つの区分を作成しました。なお、国から新たな基準が示された場合は、改定を検討します。				
	①感染観察		②感染拡大注意	③特定警戒
	注意報	強化		
基本方針	早期発見・封じ込めで感染拡大防止を図る		①に加えて、必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る（※1）	国の指定を受け、緊急事態措置を実施する
発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	5人以上	10人以上	約30人以上（※2）
	直近1週間の累積感染経路不明者数	2.5人以上	5人以上	約15人以上（※2）
解除の判断基準	直近2週間の感染経路不明者数が0人			直近1週間の累積新規感染者数3.5人以下（※2）
対応方針	共通事項 「とくしまスマートライフ宣言!」（「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライン」の実践）			
	外出	・感染が拡大している地域への不要不急の移動は避ける ・3密の場所への移動を徹底して避ける。	・（必要に応じ、法第24条第9項に基づく）外出自粛の協力要請。 ・不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。	・法第45条第1項に基づく外出自粛の協力要請。 ・県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。
	出勤	・必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。	・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。	・「出勤者数の7割削減」を目指す。 ・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等の強力な推進等。
	イベント（※3）	・一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、来場者の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策等を求める。	・クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛要請等。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、来場者の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応策を求める。	・クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項及び法45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。
	施設の使用制限	・地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 ・一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。	・地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。 ・クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。	・感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請等（キャバレー等の接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、スポーツジム等） ・公園、博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じた上で開放もあり得る。

※1 措置の実施の要否については、入院患者数、重症患者数、宿泊療養者数、監視体制（検査、相談等の件数）、クラスターの発生状況、近隣府県の状態を総合的に判断する。

※2 国により「特定警戒都道府県」に指定された際に移行するものであり、判断基準の数値についてはあくまでも目安である。

※3 イベントについては、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率、屋内外の別を考慮して総合的に判断するものとする。

5. 活動再開にあたっての留意点 (各種手引き・チェックリスト例)

- [各種活動の再開に当たっての共通の留意事項](#) P. 18
- [トレーニング活動再開に向けた留意点（チーム・指導者向け）](#) P. 24
- [新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き及び
チェックリスト・健康チェックシート例](#) P. 30
- [講習・研修会主管 FA 用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例](#) P. 60
- [審判員・審判指導者用（試合参加時）新型コロナウイルス対応版チェックリスト例](#)
..... P. 61
- [フットボールセンター管理 FA 用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例](#) P. 62

各種活動の再開に当たっての共通の留意事項について

各種活動の再開に当たって、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が作成する「[新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針](#)」や、公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会作成の「[スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン](#)」に掲げられる「基本的考え方」に基づき、各事業の実施における共通の留意事項を整理しました。各 FA 及び各チームの責任者の方におかれましては、原則全ての事業において下記のポイントを踏まえた対応を行っていただくようお願いします。

また、当該共通の留意事項とは別に、競技会や研修会などの事業によって個別に手引きやチェックリストを作成しておりますので、随時合わせて参照ください。

なお、各種活動の再開においては、当該活動が実施される都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、JFA にお問い合わせいただくとともに、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へご相談ください。

＜参加者の安全を最優先にした行動を＞

本ガイドラインの基本方針にも「安全最優先」として掲げる通り、**各都道府県における活動の再開にあたっては、何よりもまず参加者の人命や健康を最優先にした事業の計画・実行を行っていただくようお願いいたします。**緊急事態宣言が解除された地域や都道府県知事から自粛要請が解除された地域においても、感染予防に向けて取り得る十分な環境が整えられない場合は、参加者・スタッフの安全を第一にして、イベント等の延期や中止の判断を積極的に行ってください。

＜不当な扱い・差別等を許容しない＞

現在、残念ながら、国内外で感染者や診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷の例が複数報告されていますが、**サッカー界は、このような差別等[※]の発生を一切許容せず、断固たる姿勢で臨みます。**各 FA におかれましても、現場や SNS 等でこうした事象が発生した場合は決して容認することなく強い態度で制止していただき、行為が続くようであれば毅然とした対応をお取りくださいますようお願いいたします。

なお、こうした差別等の予防という観点でも、イベント等参加者に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の個人情報等の取り扱いには十分配慮してください。

※ここでいう「差別等」には、活動現場や SNS 上での感染者等に対する差別的な発言・態度のようなものだけでなく、例えば、コロナ感染を避けるために選手がチーム活動への参加を、もしくは、チームが大会等への参加を一時的に辞退する/したことを理由として、チームの指導者が当該選手を、または、事業主催者が当該チームを不当に扱うことなども含まれます

＜各活動レベルにおける事業・活動の実施の考え方＞

活動レベル 1：当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域

複数名が特定の場所へ集合することを伴うすべての事業・活動の実施を自粛してください。政府や自治体の要請に従って基本的な感染予防を実施するとともに不要不急の外出の自粛、三つの密[※]を避けるなど、自己感染を回避するとともに他人に感染させないよう徹底しましょう。

※三つの密：①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）②密集場所（多くの人が密集している）③密接場所（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる）という3つの条件

活動レベル 2：当該都道府県が感染拡大注意の対象地域

少人数のものも含め、政府・都道府県知事からの自粛要請に基づき適切な対応が求められます。**特に参加者が都道府県をまたいで移動する事業・活動については、自粛してください。**各都道府県知事によるイベントの開催制限が解除となった場合は、比較的小規模※な事業について、十分な感染対策を講じた上で都道府県 FA 主催事業の実施が可能となります。尚、観客や聴衆が想定される事業については原則無聴衆・無観客とし、参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

なお、本活動レベルにおいて、PCR 検査（もしくはそれに準ずると認められる検査）により、イベント等への関係者全員が陰性と認められる場合には、地域の感染状況を問わず地域間の移動を認める場合があります。

※「比較的小人数」とは、例えば、対象となる活動・イベントに参加する人数が「最大でも 50 人程度」と想定されます。

活動レベル 3：当該都道府県が感染観察であり、他地域で政府の 3 区分が混在

大規模な事業・活動の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期を検討してください。参加者数は、屋外についての目安は、上限 200 名以下、かつ人と人の距離を十分に確保（2m ほど）することが必要です。また、屋内については、参加者数は 100 名以下、かつ定員の 50%以下が開催の目安となります。

同一地域内の都道府県が全て「感染観察」で、且つ事業主体 FA の自治体首長によるイベントの開催制限が解除されている場合は、十分な感染対策を講じた上で地域 FA 主催事業の開催が可能となります。参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

なお、本活動レベルにおいて、PCR 検査（もしくはそれに準ずると認められる検査）により、イベント等への関係者全員が陰性と認められる場合には、地域の感染状況を問わず地域間の移動を認める場合があります。

活動レベル 4：全ての都道府県が感染観察の対象地域

各都道府県知事によるイベントの開催制限、他県への移動制限が全ての都道府県において解除となった場合は、事業主体 FA が十分な感染対策を講じた上で JFA 主催全国大会開催が可能（一部制限を含む可能性あり）となります。参加チームは移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

活動レベル 5：全ての都道府県で感染観察状態が解消

事業主体 FA が十分な感染対策を講じた上で全国的規模の JFA 主催事業の完全実施が可能となります。参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

事業・活動実施時の感染防止策について

各 FA は、それぞれの事業を実施するにあたり、以下の内容を踏まえつつ個別にチェックリストを作成し、感染防止策に取り組んでください。

※添付のチェックリストはサンプルですので各 FA において作成される際にご参照ください。

1. 事前の対応

事業主体 FA は、事業実施会場において感染防止対策に向けた準備を行うとともに、参加者に対し、感染防止のために選手・スタッフが遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し協力を求めることが重要です。大会などにおいては FA 及び参加チームはそれぞれ感染対策責任者を設置し、イベント等の事前、当日、事後にお互いが連絡を取り合える環境を構築してください。

参加者への連絡事項

事業主体 FA がイベント・競技会等への参加者に対して事前に求める感染拡大防止のための措置として、以下の項目が挙げられます。FA の感染対策責任者は適切な手段により参加者やチームの感染対策責任者に事前に連絡をとり、以下の項目を伝えてください。また運営に関わる役員、会場スタッフ、ボランティア、メディアその他関係者全員に対しても同様に事前伝達してください。

なお、以下の項目の実行が難しいと判断された場合は、開催都道府県において集会・イベントの開催が許可された状況下にあっても、イベント等の中止・延期を検討頂くようお願いします。

(1) 以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ（イベント等当日に書面にて確認）

- 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) イベント等参加者全員のマスク着用

(3) 事業主体 FA が示す注意事項の遵守

(4) スポーツイベント終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の速やかな報告

(5) イベント中に誰とどのくらいの距離で何分くらい話したか、その時にマスクを着用していたかなど、他人との接触状況の記憶（感染者発生発覚の際の濃厚接触者特定に役立ちます）

2. 会場における感染防止対策

事業主体 FA は、以下の点に留意して会場の設営・運営を行ってください。

(1) 諸室・テント等

イベント等で使用する諸室等において、以下の対応を行ってください。

- 各部屋にアルコール消毒液を設置する。
- 全てのドア及び窓を開け、3つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ。
- ドリンクを冷やすためのアイスボックス・イベントクーラーは使用しない。
- 飲食売店の運営は、安全対策に十分配慮した上で判断する。運営する場合において、ドブ漬けを使用する際は下記事項を徹底すること。なお、アルコール類の販売は当面は行わない。
 - i. ドブ漬けに手を入れる店員を事前に決め、健康チェックシートで体調管理を徹底する
 - ii. ドブ漬けに手を入れる店員は、紙幣や小銭等の金銭の授受を担当しない
 - iii. ドブ漬けに入れる飲料に他の人が手を触れた場合は、流水等で十分に洗浄する
 - iv. ドブ漬けは購入者が手を入れられない場所に設置する

- 座席を設置する際に前後左右1.5～2m間隔をあげ、お互いが正面に座らないよう配慮する。
- 喫煙所は設けない。

(2) 手洗い場所

イベント参加者や関係者が手洗いをこまめに行えるよう、以下の対応を行ってください。

- 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意する。
- 「手洗いは30 秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- アルコール消毒液を設置する。

(3) トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることから、事業主体のFAは、以下の対応を行ってください。

- 便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する。
- 「手洗いは30 秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

(4) 更衣室・ロッカールーム

イベントや競技会で更衣室やロッカールームを使用する場合、3つの密が揃うため、感染リスクが比較的高くなります。事業主体FAは、これを踏まえ、更衣室・ロッカールームについて以下の準備を行ってください。

- 広さにはゆとりを持たせ、利用者同士が密になることを避けること。
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる。
- 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については消毒する。
- 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を常時開放して換気を行う。

更衣室等利用者の注意事項

- 利用者はマスクを着用し、会話を最小限に留める。
- 利用者はロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- 利用者はシャワーを交代で使用し、密集を避ける。

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

事業主体FAは、イベント等の参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

競技の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2mが目安）を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにする。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

(6) メディア対応における注意事項

- イベント等の取材申請を事前に締め切ることにより、会場に合わせた3密を避けるための取材者の人数調整が可能となり、取材者に事前に感染防止対策を周知できます。
- イベントを取材するメディアに対しても、1. 事前の対応「参加者への連絡事項」に記載されている内容を遵守するように事前に伝えてください。
- 代表質問を行うなど、取材者の人数も必要最小限となるように調整し、取材者は取材対象者から2mの距離を、取材者同士は最低1m間隔を保つよう声がけをしてください。また、できるだけ短時間で取材を終えるよう、取材者に対して事前に依頼してください。
- 健康チェックシート※を事前に送付し、当日受付で提出してもらってください。
- 競技会におけるメディア対応の詳細については、別途作成する「新型コロナウイルス影響下における競技会・試合運営の手引き」をご確認ください。

※健康チェックシートへの記載事項

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号、Email アドレス※個人情報の取扱に十分注意）
- ② イベント当日の体温
- ③ 競技会前2週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなどの風邪症状
 - だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 臭覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(7) ゴミの廃棄方法

イベント会場等で発生したゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用してください。ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄してください。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒してください。

(8) 夏季における熱中症予防に向けた留意点

気温が高くなる夏季においては、各諸室の窓やドアの開放、参加者にマスク着用を義務化することなどにより、熱中症を発症するリスクが高まることから、感染拡大防止に向けた取組に併せて熱中症の予防も行う必要があります。事業主体FAは、P.21に記載の「[スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について](#)」を参照するとともに、政府が示す「[新しい生活様式](#)」における熱中症予防行動のポイントに基づく下記の点などに留意して各種活動を実施してください。

① マスクの着用

マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）の着用時は、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、体感温度の上昇など、身体に負担がかかることがあるため、参加者に対してはこうしたリスクを周知するとともに、こまめな水分補給を心がけることを徹底してください。また、高温や多湿といった環境下では、屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合には、マスクを外しても構わない旨アナウンスをしてください。

② エアコンの使用について

諸室等においてエアコンを使用する場合も、新型コロナウイルス対策のためには、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行う必要があります。換気により室内温度が高くなる場合があるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしてください。

③ 涼しい場所への移動について

参加者に対しては、少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所へ移動するようアナウンスしてください。なお、会場の関係で、医務室等の諸室にすぐに入ることができない場合は、屋外でも日陰や風通しの良い場所への移動を促せるよう事前の準備をしておいてください。

(9) その他

これら（１）～（８）を実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。事業主体のFA及び参加チームは、その点を理解した上で、各イベント等の実施や参加をしていただくとともに、関係者への周知を行ってください。

3. 事後対応

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、イベント等当日の参加者から取得した書面や健康チェックシートを、保存期間（少なくとも1ヶ月）を明記した上で保存しておくようにしてください。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく必要があります。